管理番号	大項目	中項目	小項目	区分	主な内容	ページ書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方,対応状況	措置等対応 状況の区分
1	受益者負担金について	(2)賦課公告の決裁について		指摘事項	・市は事務決裁規程に従い,賦課公告の決裁を課長決裁ではなく, 部長決裁とすべきである。	74	事務決裁に基づき,賦課区域の決定に関する決裁については部長決裁としました。	措置等を講 じた
2	契約について	(2)元市職員による 不祥事件について		指摘事項	・随意契約の実施に当たっては、ルールの厳格化やなお一層高いレベルでの業務手順の仕組みを構築し、運用するとともにそれを監視する仕組みを設けることが必要である。 ・業務を引き継ぐに当たっては、担当する業務の例規等を厳格に理解し、そのうえで実際の業務を引き継ぐ必要がある。 ・市は早期の再発防止のための仕組みづくりと信頼回復に努める必要がある。	92	随意契約の契約事務処理に関する課内のルールを明確にすることで、担当リーダー、統括リーダーの段階的なチェックや課内の統一的なシステムとして平成23年4月より運用しています。特に、緊急工事対応についての仕組みは、部内統一したシステムとして平成22年11月より運用しています。	措置等を講じた
3	財産管理について	(1)物品所管換の有 償処理について		指摘事項	・異なる会計間における物品の所管換えは柏市財務規則第273条に従って,市長が特に認める場合以外は有償で物品一覧表を整理する必要がある。 ・所管手続は第272条に定める様式の書類を使用すべきである。	105	物品の所管換えは、財務規則に則り物品一覧表を作成いたしました。 会計課で一時保管している物品は、事務用机と椅子です が、経年使用に伴う老朽化(耐用年数が超えてる物品)や壊 れたため返納された物品で価値は無いものとみなしていま す。 再使用する部署は、使用可能として判断し再利用している ため価格が把握出来なく、評価額を0円としています。尚、 その物品は新規扱いで台帳登録をしているので所管換で はないと判断しています。 所管換手続きは平成23年に一部改正し、手続きを簡略化 し適正に行われています。	
4	財産管理について	(2) 専門物品の管 理について		指摘事項	・終末処理場で使用する以外の目的での使用が見込まれない専門物品及び物理的・機能的に使用が不可能な物品については、柏市財務規則第276条に従い不用の決定を行い、柏市財務規則第277条に従った処分を実施すべきである。	107	備品として取得した物品について、柏市財務規則に則った 管理を行います。 使用が見込まれない専用物品及び使用が不可能な物品に ついては、所管換えや不用の決定等をおこなっています。	措置等を講じた
5	財産管理について	(3) 十余二処理場 の薬品について		指摘事項	・薬品の中には人体にとって有害であると考えられるものもあり、その保管及び管理は特に徹底する必要がある。 ・保管規程を作成し、定期的な現物実査を実施すること等によって適切に管理することが望まれる。 ・今後の使用可能性を検討し、使用可能性が低いのであれば、柏市財務規則第276条に従い不用の決定を行い、柏市財務規則第277条に従った処分を実施すべきである。	400	薬品については、柏市財務規則に従い、不用の決定を行いました。 薬品の不用処分については、7月中に業務委託を締結します。	措置等を講
6	財産管理について	(7) 公共下水道台 帳の整備について		指摘事項	・必要性が乏しいと認識していても省令で定められた公共下水 道台帳に必要な記載内容については、適正に記載する必要 がある。	110	省令で定められた項目を,台帳整備していきます。	措置等を講じた

管理番号		中項目	小項目	区分	主な内容	ページ書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応 状況の区分
7	財産管理について	(9) 公有財産台帳 について	②土地台帳の取得価 額欄について	指摘事項	・柏市財務規則第263条に従って、公有財産台帳に取得価額を適切に記載すべきである。 ・柏市財務規則第264条の評価額への改定が要求されているため、当初価格の把握が困難であれば、一度全ての不動産に対して鑑定評価等を実施し、取得価額欄に記載することも考えられる。	112	路線価等から公有財産台帳へ取得価格を記載していきます。	措置等を講じた
8	財産管理について	(10) 土地の貨借	①貸している土地(占 有許可)における占 有料について	华塔車頂	・占有料未徴収物件は、下水道条例第20条第3項のただし書きに記載の各号のいずれにも該当していないため、占有料を徴収するか、同第24条に定める減免手続を実施すべきである。	113	占有料の徴収については,下水道条例に則して今年度中 に実施します。	措置等を講じた

管理番号		区分	項目	主な内容	ページ書		措置等対応 状況の区分
1	社会福祉協議会運営費補助金	指摘事項	① 補助金父付に 必要な由語書籍に	・理由書,財産目録及び貸借対照表には,条例に従った申請書類に添付させて入手すべきである。理由書の現在の記載は補助金が必要な理由についての直接的な記載ではないため,形式を整える必要がある。 ・別途入手している場合は,交付要綱によって添付の省略規定を設けることも考えられる。	147	社会福祉協議会と協議を行い、平成23年度の補助金の申請から、理由書、財産目録及び貸借対照表を提出いただいています。	措置等を講じた
2	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業補助金	指摘事項	要な申請書類につ	・理由書,財産目録及び貸借対照表については,条例に従って申請書類に添付させて入手すべきである。 ・別途入手している場合は,交付要綱において添付の省略規定を設けることも考えられる。	153	社会福祉協議会と協議を行い、平成23年度の補助金の申請から、理由書、財産目録及び貸借対照表を提出いただいています。	措置等を講じた